

丹波市立児童館運営委員会委員公募要項

丹波市では、こどもたちに健全な遊びを提供して、心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、児童福祉法に規定する児童館を設置しています。

また、この児童館の円滑な運営を図るため、丹波市立児童館条例第5条に基づき児童館運営委員会を設けています。

児童館運営委員会は、識見を有する者、主任児童委員、公募委員等で構成しており、この運営委員会に広く市民の皆さんのご意見を反映させるため、以下のとおり委員を公募します。

- 《募集人数》 2人以内
- 《応募資格》 丹波市に住所を有する満18歳（令和7年4月1日現在）以上の方で、児童館に関心のある方
ただし、丹波市議会議員、丹波市職員は応募できません。
- 《委員の仕事》 丹波市立児童館運営委員会に出席し、事業についてのご意見やご提案をいただきます。
- 《委員の任期》 委嘱の日から2年間
- 《委員会日程》 概ね年2回程度開催します。
- 《委員報酬等》 条例に基づき、1回（半日）の出席につき委員報酬 3,500 円と費用弁償をお支払いします。
- 《応募期間》 令和7年4月21日（月）から令和7年5月19日（月）まで
（郵送の場合は当日消印有効）
- 《提出書類》 ①丹波市立児童館運営委員会委員 応募用紙（必要事項を記入）
②作文（様式不問）
「あなたが児童館について思うこと及び運営委員会で果たしたい自分の役割」をテーマに作文を800字以内にまとめて提出してください。
- ※応募用紙は丹波市ホームページからダウンロードできます。
- 《応募方法》 上記①と②の書類を、郵送、電子メールまたは、持参により、募集期間内に丹波市福祉部 こども福祉課 まで提出してください。
- 《選考方法》 書類選考を行い、選考結果は応募者全員に郵送により通知します。
- 《その他》 応募された個人情報につきましては、保護・管理に十分留意するとともに、委員の選考以外には使用しません。

<応募先・問い合わせ先>

〒669-3464 丹波市氷上町石生 2059 番地 5
丹波市福祉部 こども福祉課 子育て支援係
TEL：0795-88-5750 FAX：0795-88-6315
Mail：kodomofukushi@city.tamba.lg.jp